

介 保 号 外  
令和2年9月4日

各高齢者施設・事業所の管理者 殿

奈良県福祉医療部 医療・介護保険局  
介 護 保 険 課 長

新型コロナウイルス感染症患者発生事業所等の利用者に対するサービス提供について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、これまで県では、福祉施設等が提供する各種サービスが、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、各施設・事業者におかれては、十分な感染防止対策を前提に、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されるよう、お願いしてきたところです。

しかし、今般、新型コロナウイルス感染症が広がる中、患者が発生した事業所等が休止したことにより、利用者の方が代替サービスを必要とされているにもかかわらず、当該事業所の利用者であったことを理由にサービス提供を断られるケースが報告されております。

新型コロナウイルス感染者が発生した事業所等に対しては、保健所等の指導に基づき、消毒や濃厚接触者への検査の実施などの必要な対策が講じられております。各施設・事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症を正しくご理解いただき、利用者に対し必要なサービスを提供されるよう、冷静且つ適切な対応を重ねてお願い致します。